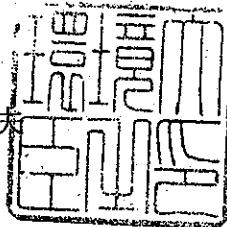


諮詢 第 258 号  
環保企発第 090623003 号  
平成 21 年 6 月 23 日

中央環境審議会会長  
鈴木 基之 殿

環境大臣

斎藤 鉄夫



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮詢）

標記について、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり諮詢する。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について、貴審議会の意見を求める。」

（諮詢理由）

平成 13 年 5 月に採択された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）は、残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的として、残留性有機汚染物質の製造及び輸出入、使用等に係る規制等について規定した条約である。我が国は、平成 14 年 8 月、本条約を締結した。これまで、本条約で意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し、又は廃絶するための措置が必要な残留性有機汚染物質として規定されている物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）において、第一種特定化学物質に指定し、製造、輸入、使用及びこれらを含む製品の輸入を禁止する措置を講じてきたところである。

本年 5 月に開催されたストックホルム条約第 4 回締約国会合において、附属書の改

正が決定され、新たに12物質が意図的な製造及び使用から生ずる放出の削減又は廃絶の対象となった。ついては、我が国として条約の遵守に不可欠な措置を講じるため、化審法の第一種特定化学物質に指定すること、並びにペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）又はその塩及びペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリドについては本条約に基づく例外的用途について指定すること、これらの物質を含有し輸入禁止の対象となる製品、技術上の指針の遵守義務及び表示義務の対象となる製品を指定することについて、貴審議会の意見を求める。

（ストックホルム条約の附属書改正により規制対象に追加された9物質（群）及び第一種特定化学物質への指定候補である12物質）

物質名
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFO-S）又はその塩
ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFO-SF）
ペンタクロロベンゼン
<i>r</i> -1, <i>c</i> -2, <i>t</i> -3, <i>c</i> -4, <i>t</i> -5, <i>t</i> -6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名α-ヘキサクロロシクロヘキサン）
<i>r</i> -1, <i>t</i> -2, <i>c</i> -3, <i>t</i> -4, <i>c</i> -5, <i>t</i> -6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名β-ヘキサクロロシクロヘキサン）
<i>r</i> -1, <i>c</i> -2, <i>t</i> -3, <i>c</i> -4, <i>c</i> -5, <i>t</i> -6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）
デカクロロペンタシクロ[5.3.0.0 <sup>2,6</sup> .0 <sup>3,9</sup> .0 <sup>4,8</sup> ]デカン-5-オン（別名クロルデコン）
ヘキサブロモビフェニル
テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）